

幸区役所人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区役所職員の人材育成を推進するため、幸区役所人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成推進施策に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 幸区役所人材育成計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他人材育成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、部長職をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、職員を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、必要に応じ関係職員で構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。